

平成 19 年 2 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号

アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員 佐 藤 研 三

(コード番号：8978)

投資信託委託業者名

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号

ADインベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 佐 藤 研 三

問合せ先 経営管理部長 今 村 利 之

TEL. 03-5216-1871 (代表)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 19 年 2 月 27 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

(1) 発行新投資口数 21,800 口

(2) 発行 価 格 未定

(3) 発行 価 格 の 総 額 未定

(4) 払込金額（発行価額） 未定

（平成 19 年 3 月 14 日（水曜日）から平成 19 年 3 月 16 日（金曜日）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」という。）に開催される役員会において決定する。）

(5) 払込金額（発行価額）の総額 未定

(6) 募 集 方 法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事証券会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、みずほ証券株式会社以外の引受人は、野村証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、新光証券株式会社、岡三証券株式会社及びリテラ・クリア証券株式会社（以下、みずほ証券株式会社と併せて「引受人」と総称する。）とする。

一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。

(7) 引 受 契 約 の 内 容 引受人は、下記（11）に記載の払込期日に引受価額（発行価額）の総額を本投資法人に払い込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料は支払わない。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (8) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (9) 申 込 期 間 平成19年3月19日(月曜日)から
平成19年3月22日(木曜日)まで
なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げる
ことができ、最も繰り上がった場合は、平成19年3月15日(木
曜日)から平成19年3月19日(月曜日)までとなることがある。
- (10) 申 込 証 拠 金 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とする。
- (11) 払 込 期 日 平成19年3月27日(火曜日)
なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上
げられることができ、最も繰り上がった場合は、平成19年3月23
日(金曜日)となることがある。
- (12) 投 資 証 券 交 付 日 払込期日の翌営業日
- (13) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (14) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新投資口発行(グリーンシュエーションによるその他の者に対する割当)

- (1) 発 行 新 投 資 口 数 1,000口
下記3.に記載のとおり、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主
である伊藤忠商事株式会社から1,000口を上限として借り入れる本
投資証券(以下「借入投資証券」という。)の売出し(以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合がある。
これに関連して、本投資法人は、上記1.の一般募集とは別に、借入
投資証券の返還に必要な本投資証券をみずほ証券株式会社に取得
させるために、本日開催の本投資法人役員会において、みずほ証券
株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,000口の第三者割当
による新投資口発行(以下「本件第三者割当」という。)を、一般
募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日
の翌日から起算して30日目の日(営業日でない場合にはその前営
業日)の3営業日後の日を払込期日として行うことを決議しており、
みずほ証券株式会社に対し、上記の1,000口を上限として、本件第
三者割当による追加発行投資口の割当を受ける選択権(以下「グリー
ンシュエーション」という。)を、一般募集及びオーバーアロ
ットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30
日目の日(営業日でない場合にはその前営業日)を行使期限として
付与する。
- (2) 割当予定先の氏名又は名称 みずほ証券株式会社
- (3) 払 込 金 額 (発 行 価 額) 未定
(一般募集において決定される発行価額と同一の価格とする。)
- (4) 払 込 金 額 (発 行 価 額) の 総 額 未定
- (5) 申 込 期 間 平成19年4月24日(火曜日)

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びにその訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (申 込 期 日) なお、上記申込期間については、一般募集及び下記 3. 記載のオーバーアロットメントによる売出しにおける申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は平成 19 年 4 月 20 日（金曜日）となる。
- (6) 申 込 証 拠 金 申込証拠金は払込金額（発行価額）と同一の金額とする。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 4 月 25 日（水曜日）
- なお、上記払込期日については、一般募集及び下記 3. 記載のオーバーアロットメントによる売出しにおける申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げられることがあり、最も繰り上がった場合は平成 19 年 4 月 23 日（月曜日）となる。
- (8) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (9) 払込金額（発行価額）、その他本件第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記申込期間に申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 公募による新投資口発行（一般募集）を中止した場合は、本件第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (12) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (2) 売 出 投 資 口 数 1,000 口
- 上記売出投資口数は、上記 1. 記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに係る口数である。上記売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる投資証券は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である伊藤忠商事株式会社より、1,000 口を上限として借り入れる予定の投資証券である。
- (3) 売 出 価 格 未定
(一般募集において決定される発行価格と同一の価格とする。)
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 証 拠 金 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とする。
- (7) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

〈ご参考〉

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資証券の返還に必要な本投資証券をみずほ証券株式会社に取得させることを目的として、本投資法人は、上記2. に記載のとおり本件第三者割当を決議している。また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日からグリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、同じく借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合がある。他方、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って、安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当する場合がある。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付け、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、グリーンシュエーションを行使し、本件第三者割当に応じ、本投資証券を取得する予定である。そのため、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数が減少した場合若しくはオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合、シンジケートカバー取引が行われた場合又は安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当する場合には、その口数に応じて、みずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使して申込みをする口数は減少し、その結果、失権により、本件第三者割当に基づき発行する口数がその限度で減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合がある。

4. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	53,200口
公募による増加投資口数	21,800口
公募後の発行済投資口総数	75,000口
第三者割当による増加投資口数（予定）	1,000口（注）
第三者割当後の発行済投資口総数（予定）	76,000口（注）

（注）本件第三者割当による新投資口の発行が、全て行われた場合。

5. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取金（10,311,400,000円）については、グリーンシュエーションの行使による本件第三者割当による手取金（上限473,000,000円）と併せて、本投資法人による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有する。）の取得資金等に充当する。

（注）上記の手取金は、平成19年2月27日現在における時価を基準として算出した見込額である。

6. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行うものとする。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

7. その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているADインベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」という。）の株主である伊藤忠商事株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、日本土地建物株式会社、株式会社センチュリー21・ジャパン、株式会社新日本建物及び株式会社ノエルに対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ1,100口、300口、300口、300口、20口及び20口を販売する予定である。

(2) 売却・追加発行等の制限

①伊藤忠商事株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、日本土地建物株式会社、株式会社センチュリー21・ジャパン、株式会社新日本建物及び株式会社ノエルは、平成19年2月27日現在本投資証券をそれぞれ2,400口、1,200口、1,200口、600口、100口及び50口保有する本投資法人の投資主であり、更に、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ1,100口、300口、300口、300口、20口及び20口を取得する予定である。一般募集に関し、伊藤忠商事株式会社、伊藤忠都市開発株式会社及び株式会社センチュリー21・ジャパンは、一般募集の払込期日の1年後の応答日までの期間、日本土地建物株式会社、株式会社新日本建物及び株式会社ノエルは、一般募集の払込期日の6か月後の応答日までの期間、みずほ証券株式会社との間で、一般募集において取得する本投資証券及び一般募集前から所有している本投資証券につき、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等（オーバーアロットメントによる売出しに伴うみずほ証券株式会社への本投資証券の貸出しを除く。）を行わない旨合意している。また、株式会社オリエントコーポレーションは、平成19年2月27日現在本投資証券を50口保有する本投資法人の投資主であり、一般募集に関し、みずほ証券株式会社との間で、一般募集の払込期日の6か月後の応答日までの期間、一般募集前から所有している本投資証券につき、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等を行わない旨合意している。

②本投資法人は、一般募集に関し、みずほ証券株式会社との間で、払込期日の4か月後の応答日までの期間、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等（ただし、本件第三者割当に関する新投資口の発行を除く。）を行わない旨合意している。

なお、みずほ証券株式会社は、その裁量で上記①及び②における制限の一部又は全部を解除する権限を有している。

(3) 安定操作取引

みずほ証券株式会社が一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い、安定操作取引を行う場合がある。

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行額	発行後出資総額	摘要
平成17年9月12日	100,000,000円	100,000,000円	私募設立
平成17年11月21日	24,549,600,000円	24,649,600,000円	公募増資

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(5) 過去2営業期間及び直前の投資口価格の推移

	平成18年6月期 (第1期)	平成18年12月期 (第2期)	平成19年6月期 (第3期)
初値	446,000円	422,000円	479,000円
高値	485,000円	495,000円	660,000円
安値	415,000円	397,000円	476,000円
終値	423,000円	480,000円	655,000円

(注)平成19年6月期の投資口価格については、平成19年2月26日現在で表示しています。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.adr-reit.com>

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。